

【資料 4】

会費規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、定款第 9 条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（入会金）

第 2 条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

- (1) 正会員
  - ① 大学会員 100,000 円
  - ② 中央学生競技団体会員 100,000 円
- (2) 準会員
  - ① 地区学生競技団体会員 入会金を納めることを要しない。
  - ② 特別学生競技団体会員 入会金を納めることを要しない。
- (3) 連携会員 入会金を納めることを要しない。

（入会金の納期）

第 3 条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内に納入しなければならない。

（会費）

第 4 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- (1) 正会員
  - ① 大学会員 100,000 円
  - ② 中央学生競技団体会員 100,000 円
- (2) 準会員
  - ① 地区学生競技団体会員 会費を納めることを要しない。
  - ② 特別学生競技団体会員 会費を納めることを要しない。
- (3) 連携会員 会費を納めることを要しない。

（会費の納期）

第 5 条 会員は、毎事業年度、4 月 30 日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

（中途入会の会費及び納期）

## 【資料4】

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

（会費滞納の処置）

第7条 定める納期までに会費を納入しなかった会員に対し、督促する。

第8条 前条の手続を経てもなお会費を滞納する会員は、特別の事情がない限り、納入期限から2年間を過ぎた時点で、定款第10条の定めにより会員資格を喪失する。

（入会金及び会費の猶予、減額又は免除）

第9条 第2条の入会金及び第4条の会費については、期間及びその他必要な事項を定めた上で、理事会の決議により、納入を猶予、減額又は免除することができる。

（会員の移行に伴う入会金）

第10条 会員区分を変更する場合、改めて入会金は徴収しない。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議によるものとする。

（補則）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- 3 第2条の規定にかかわらず、設立時の会員については入会金を納めることを要しない。ただし、設立時の会員が再入会する場合を除く。